

○一宮市都市景観条例 (抜粋)

(形成地区内における行為の届出)

第 15 条 第 12 条第 4 項の規定による形成計画等の策定又は変更の告示の日から起算して 4 週間を経過した日(以下「基準日」という。)以後に、当該形成地区内において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替え又は外壁面の色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増設、改造、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替え又は外観の色彩の変更
- (3) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更
- (4) 土地の形質の変更
- (5) 竹木の伐採又は植栽